

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

埼玉県保険医協会  
理事長 山崎 利彦  
〒330-0074 さいたま市浦和区  
北浦和4-2-2 アンソニビル 5F  
Tel 048-824-7130 Fax 048-824-7547

## 半年の診療報酬改定施行の延期を求める要望

謹啓 医療行政における貴職のご尽力期に敬意を表します。

私どもは埼玉県内で開業する医師・歯科医師等4260人で構成する団体です。

さて、全国、県下の保険医療機関は、来る4月1日施行の診療報酬改定に向けた対応と準備に日々勤しんでいるところですが、新型コロナウイルス、オミクロン株の感染拡大に伴う対応で、特に開業医の周辺は、発熱外来、ワクチン接種、かかりつけ患者への説明対応、スタッフ体制の手立て、院内の啓発など特別な対応にも迫られています。

こうした中、厚生労働省は改定告示に伴う全国担当者に向けた会議の開催を中止する方針を示し、埼玉県下においても関東信越厚生局から新点数の説明会は開催せず「感染症の影響」として動画配信のみを実施するハガキ案内が通知されています。

言うまでもなく、診療報酬改定に伴い保険医療機関が対応する労力は膨大です。診療現場のスタッフ体制の変更や診療方針の変更などが求められる他、事務的な手続きや対応にも大きな負担が強いられます。医療現場は大きく疲弊しながら診療報酬改定に対応してきているのが通例です。

医療現場では、新型コロナウイルス感染症に全力で対応中ですが、ここに、診療報酬改定の施行によって、膨大な通知類を短期間に確認したり、患者への説明準備をするなど、医療業界にさらなる負担を強いることは、是非とも避けていただきたくお願いする次第です。

そもそも近年の改定では解釈を補う追加通知が繰り返し出され、保険医療機関は対応に苦慮しているところですが、今回4月施行を強行した場合には保険医療制度に大きな混乱がもたらされることは必至です。本会では、診療報酬改定時には、県内各地で多数の会員関係者を対象とした説明会を開催し、情報提供と疑義解釈の解説等をしてきていますが、その経験からも診療報酬改定の4月施行は大変に厳しいと思案します。今般の事態を鑑みて4月施行予定の診療報酬改定の延期を要請いたします。

かかる新型コロナウイルス感染が拡大している中、保険医療行政で優先されるべき課題は明瞭です。早急に関わる責任者や関係者におはかりいただき、医療界と行政関係者が感染症対策に万全を期する体制を保障されますよう、以下の事項について関係者の英断を求めます。

敬具

### 記

1. 2022年4月1日施行予定の診療報酬改定を、同年10月1日まで半年間の延期をすること。
2. 大きな逆ザヤが生じている歯科の金銀パラジウム合金の保険償還価格は、診療報酬改定の延期とは別に一刻も早く解消させること。

以上